

高年齢者の労働災害をなくそう!!

群馬労働局管内における休業4日以上の労働災害のうち、**高年齢者（60歳以上の労働者）**が約30%を占めています。

今後、労働者の高年齢化は一層進むものと予測されていることから、高年齢者の特性に配慮した、作業環境及び作業方法等の改善は喫緊の課題です。

高年齢者を含むすべての労働者が能力を十分に発揮できる職場環境の整備等に向け、企業全体で取り組みましょう！



事故の型別では、**転倒災害**が、60歳未満と比べ、2倍以上となっています。これは加齢による筋力や平衡感覚、視力の低下などが考えられます。

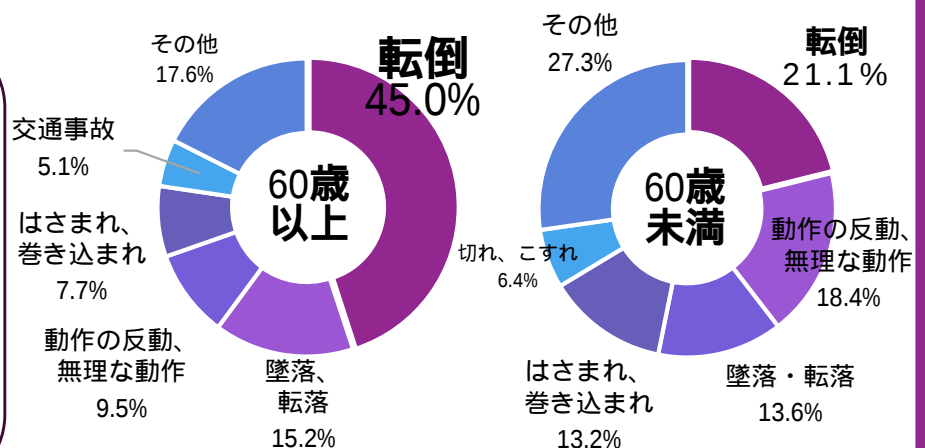


図-1 年代別労働災害発生状況（令和7年）

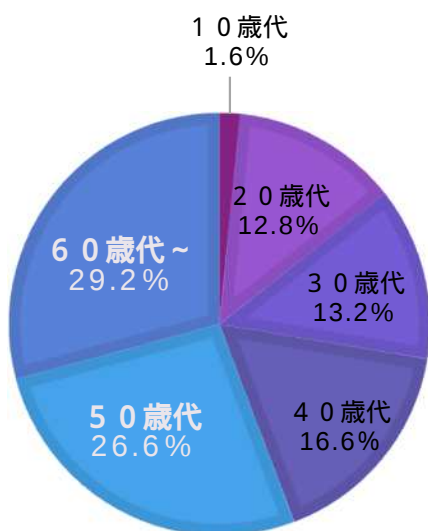


図-2 年代別災害発生状況（令和7年）

転倒災害を男女別にみると、**女性**の高年齢者の割合が高くなっています。

一般的に女性は、男性より筋肉量や骨量が少ないとされ、転倒によるケガのリスクが高くなっています。

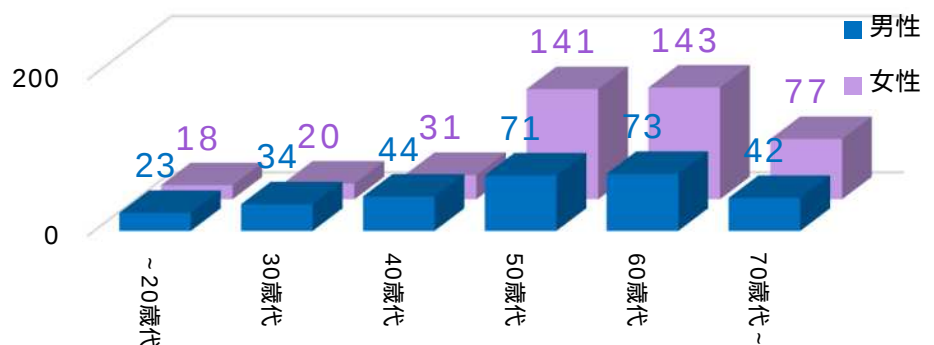


図-3 男女別転倒災害発生状況（令和7年） 資料は全て労働者死傷病報告

「エイジフレンドリーガイドライン」について

令和8年2月10日に「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」）が公示されました。

この指針は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理など、事業者と労働者に求められる必要な取組を具体的に示したものです。

事業者求められる事項

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握
- 4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

令和8年2月10日付け
「高年齢者の労働災害防止
のための指針」

指針の全文はコチラ(PDF)



労働者に求められる事項

- ・自らの身体機能の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解する
- ・自らの身体機能を客観的に理解し、体力維持や生活習慣の改善など健康の確保に取り組む

令和8年4月より高年齢者の労働災害防止に必要な措置の実施について事業者の努力義務とする法律が施行されています。



リーフレットはコチラ

「エイジアクション100」について

高年齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用して、職場の課題を洗い出し、改善に向けての取組を進めるための「職場改善ツール」です。（中央労働災害防止協会 作成）

詳しくはコチラ ■ 「エイジアクション100」特設サイト（中災防）
<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/ageaction100.html>



厚生労働省ホームページ

「高年齢労働者の安全衛生対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

